

2019年9月18日

お客様各位

株式会社NTTファシリティーズ

2019年9月の台風15号に伴う停電地域にお住まいのお客様に対する  
電気料金等の取扱いについて  
(東京電力管内)

2019年9月の台風15号により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

台風15号に伴う停電の影響で災害救助法が適用された地域において、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社による災害特別措置の実施が経済産業大臣に認可されました(2019年9月13日付)。これに伴い、当社においても、被災されたお客様からお申し出いただいた場合には電気料金等の取り扱いを以下の通り実施することといたしました。

**1. 支払期日の1ヵ月延長**

2019年8月分(支払期日が2019年9月9日以降となるものに限ります。)、9月分および10月分の電気料金について、支払期日(検針日の翌日から30日目)を各々1ヵ月間延長いたします。

**2. 不適用月の電気料金の免除**

被災日から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月の電気料金から、6ヵ月間に限り申し受けません。

**3. 工事費負担金の免除**

被災日から引き続き全く電気を使用されないうで契約を解約され、被災前の契約を超える内容で2020年3月31日までに新たにお申し込みをいただいた場合は、工事費負担金は申し受けません。

**4. 基本料金の一部免除**

電気設備が一時使用不能となった場合、2020年3月31日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

**5. 計量器等の取付工事費の免除**

災害により引込線、計量器などの取付位置を変更される場合で、2020年3月31日までに申し込みをいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

この取扱いは、災害救助法が適用された地域で被災されたお客様からお申し出いただいた場合に適用いたします。適用を希望されるお客様は、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

2019年9月18日

なお、当社では臨時の電気のご用意がありませんが、東京電力パワーグリッド株式会社の災害特別措置においては、再建等のために臨時の電気が必要な場合で、その申込みが2020年3月31日までに行われるときは、その臨時工事費が免除されます。

**【関連情報】**

■東京電力エナジーパートナー株式会社

<台風15号に伴う停電地域にお住まいのお客さまに対する電気料金等の特別措置について  
> (2019年9月13日)

<http://www.tepco.co.jp/ep/archive/20190913.html>

■東京電力パワーグリッド株式会社

<台風15号による停電の影響で被災された皆さまに対する託送供給料金等の特別措置について> (2019年9月13日)

[http://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/2019/1517489\\_8918.html](http://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/2019/1517489_8918.html)

■経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

<令和元年台風第15号の影響による停電に関して電気の災害特別措置の認可等を行いました (千葉県)> (2019年9月13日)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190913006/20190913006.html>

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-72-73-74 (ガイダンスで1番をご選択下さい)

FAX 0570-00-4190

E-mail [nttf-info@nttf-em.jp](mailto:nttf-info@nttf-em.jp)

以上